

第 91 号 議 案

県立高等学校等条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 9 月 8 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

県立高等学校等条例の一部を改正する条例

県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(授業料等及び手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県立高等学校等の事務で特定の者のためにするものについては、別表第 2 に定める手数料を徴収する。</p> <p>(授業料等及び手数料の納付方法)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 手数料のうち、中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と一貫した教育を施</p>	<p>(授業料等及び手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県立高等学校等<u>においては</u>、別表第 2 に定める手数料を徴収する。</p> <p>(授業料等及び手数料の納付方法)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 手数料のうち、中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど<u>県立高等学校等に</u>納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と</p>

す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選抜手数料は、徴収しない。

6 略

一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選抜手数料は、徴収しない。

6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料について納付方法を変更することに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。